 情報資産評価表	システム名	業務名	資料番号	
(将来)	健康保険業務システム			

					資産評価		重要原	度評価
情報提供元システム	情報提供先システム	連携情報	個人情報	機密性	完全性	可用性	C*I*A	判定値
				(C)	(I)	(A)		がた他
健康保険業務システム	健康保険業務システム	事業所情報	有	3	2	2	12	
		被保険者・被扶養者情報	有	3	2	2	12	
		納付情報	有	3	2	2	12	
		給付情報	有	3	2	2	12	
	間接業務システム	振込依頼情報	有	3	2	2	12	
		入金予定情報	有	3	2	2	12	
		収納済情報	有	3	2	2	12	
		入金情報	有	3	2	2	12	
		未納事業所情報	無	3	2	2	12	
	社会保険オンラインシス テム	傷病手当金情報	有	3	2	2	12	
	支払基金, レセプトオンラ インシステム	再審查請求情報	有	3	2	2	12	
	健診機関	健診予定者名簿情報	有	3	2	2	12	
	認証局	証明書チェック要求情報	有	3	2	2	12	
	マルチペイメントネット ワーク	振込依頼情報	有	3	2	2	12	
	収納代行機関	口座振替情報	有	3	2	2	12	

 情報資産評価表	システム名	業務名	資料番号	,
(将来)	健康保険業務システム			2

					資産評価		重要原	度評価
情報提供元システム	情報提供先システム	連携情報	個人情報	機密性	完全性	可用性	C* I * A	判定値
				(C)	(I)	(A)	CIA	力ル他
間接業務システム	健康保険業務システム	口座振替結果情報	有	3	2	2	12	
		仮受金情報	無	1	2	2	4	
		入金情報	無	1	2	2	4	
		振込結果情報	有	3	2	2	12	
		入金消込情報	無	1	2	2	4	
		決算情報	無	1	2	2	4	
		振込依頼情報	有	3	2	2	12	
社会保険オンラインシ		併給調整調査情報	有	3	2	2	12	
ステム		保険料徴収情報	無	1	2	2	4	
		被保険者・被扶養者情報	有	3	2	2	12	
		事業所情報	有	3	2	2	12	
		未納事業所情報	無	3	2	2	12	
支払基金,レセプトオン		レセプト情報	有	3	2	2	12	
ラインシステム		再審査結果情報	有	3	2	2	12	
健診機関		健診結果情報	有	3	2	2	12	
		請求情報	有	3	2	2	12	
認証局		証明書チェック結果情報	有	3	2	2	12	
マルチペイメントネッ		入金情報	有	3	2	2	12	
トワーク 収納代行機関			 有	3	2	2	12	
コヘルロコーレーコールの大力		入金情報	有	3	2	2	12	

 情報資産評価表	システム名	業務名	資料番号	
(将来)	健康保険業務システム			

(1)格付けの意義と基準(1/2)

行政事務で取り扱う情報については、その目的や用途により、取扱いに慎重を要する度合いはさまざまであり、その重要性に応じた適切な措置を講じ、 確実に情報セキュリティを確保するために、情報の格付けが必要となる。

情報資産の格付け作業として、情報資産自体の機密性、完全性、可用性を指標とした評価を行う。

情報資産評価の指標には、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(2005年項目限定版、平成17年9月15日 情報セキュリティ政策会議決定)に 定められている「統一基準における格付け」を採用する。統一基準における格付けの一覧を以下に示す。

格付け	判断基準
機密性3情報	秘密文書(1)に相当する機密性を要する情報
機密性2情報	秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報(2)
機密性1情報	機密性2情報又は機密性3情報以外の情報

格付け	判断基準
完全性2情報	改ざん、誤びゅう又は破損により、国民の権利が侵害され又は行政事務の的確な遂行に支障(軽微なもの を除く。)を及ぼすおそれがある情報
完全性1情報	完全性2情報以外の情報

格付け	判断基準
可用性2情報	滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の安定的 な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報
可用性1情報	可用性2情報以外の情報

- 1 当資料では、秘密文書の旨を示す表示がある文書を秘密文書とし、外部との連携を持たないデータを秘密文書に相当する機密性を要するとする。
- 2 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく不開示情報が相当するとみなす。

 情報資産評価表	システム名	業務名	資料番号	
(将来)	健康保険業務システム			

(1)格付けの意義と基準(2/2)

前ページの判断基準に基づき、当資料では以下のように格付けを設定する。

機密性は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定められた「不開示情報」の定義を引用し、行政事務に係る情報であり、 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)、個人の権利利益を害するおそれがある情報(機微情報)等を高い格付けに置く。 完全性及び可用性は、「業務」及び「業務にかかる処理」への影響がある情報を高い格付けに置く。

さらに、その格付けに合わせて点数を設定し、重要度評価に用いる。

評価の観点については、以下の通り。

当資料における評価の観点	<1> 不開示情報が含まれるか	点数
機密性3情報	含む情報	3点
機密性1情報	含まない情報	1点

当資料における評価の観点	<2> 改ざん、誤びゅう又は破損が、業務に影響があるか	点数
完全性2情報	影響がある情報	2点
完全性1情報	ない、あるいは、事故が判明した時点で修正が可能な情報	1点

当資料における評価の観点	<3> 滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることによって、業務処理に対して影響を及ぼすか	点数
可用性2情報	及ぼす情報	2点
可用性1情報	及ぼさない、あるいは、運用が困難になるなど間接的な影響にとどまる情報	1点

(2)重要度評価 (案)

(1)の情報資産評価に基づき、重要度評価を行う。

重要度は、業務・システム最適化計画策定指針に従い I ~ の3段階評価とし、3つの指標の総合評価とする。 算式

重要度の点数 = 機密性の点数(C) × 完全性の点数(I) × 可用性の点数(A)

判定表

重要度評価	重要度の点数	重要度の説明
	10以上	セキュリティ侵害が、国民の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす。
	5~9	セキュリティ侵害が、行政事務の執行等に重大な影響を及ぼす。
	5未満	セキュリティ侵害が、行政事務の執行等に軽微な影響を及ぼす。